

令和8年4月8日

公益財団法人

マンション管理センター 御中

総務省政策統括官（統計制度担当）付  
統計企画管理官室（地方統計機構担当）

令和8年度に統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅内の建物内への立ち入りを予定している統計調査について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

国の統計調査につきまして、日頃から御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、統計調査は、国民の皆様の御理解・御協力の下、実施されるものですが、統計をめぐる調査環境は、プライバシー意識の高まりや報告者の協力意識の低下、近年の居住形態及び生活形態の変化等に伴い一層厳しさを増しているところです。このような中、令和5年3月28日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進の方策の一つとして、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図ることとしています。

総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室では、昨年度に引き続き、令和8年度に実施が予定されている国の統計調査のうち、統計調査員が調査票の配布・収集等のために共同住宅の建物内への立ち入りを予定しているものについて、別添資料のとおり、調査情報等を取りまとめました。つきましては、貴団体の会員・構成員を通じて、管理組合や管理会社などに、別添資料を共有いただき、居住者様から統計調査に関するお問い合わせがあった際に御活用いただけますと幸甚です。

本件に関しまして、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。また、国の統計調査の実施に関して、御意見・御要望等がございましたら、併せてお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

知ってくださいこのマーク  
きつと役立つ統計調査



政府統計

担当：  
総務省政策統括官（統計制度担当）付  
統計企画管理官室（地方統計機構担当） 吉田、藤田  
TEL：03-5273-5555（内線 33454）  
e-mail：s-shidou@soumu.go.jp

## 令和8年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している国の統計調査

### I 基幹統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「基幹統計調査」とは、公的統計の中核となる「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査の総称です。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布 収集等のため 共同住宅の建 物内への立ち 入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	労働力調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html">https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html</a>	本調査は、労働力統計（国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	4万世帯、 10万人
2	総務省	小売物価統計調査 （家賃調査）	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.html</a>	本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	約2,000事業所 （約2.8万世帯分）
3	総務省	家計調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html">https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html</a>	本調査は、国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、各種経済政策、社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	0.9万世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布 収集等のため 共同住宅の建 物内への立ち 入り予定時期	調査の流れ	調査 地域	調査規模
4	厚生労働省	国民生活基礎調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/20-21.html">https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/20-21.html</a>	本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	簡易調査：毎年（大規模調査年を除く）（令和8年） 大規模調査：3年	4～7月	世帯票【健康票・介護票】：厚生労働省－都道府県－（保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－報告者  所得票【貯蓄票】：厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）－福祉事務所－調査員－報告者  ※【】内の調査票は大規模調査のみ	全国	簡易調査：5.5万世帯、13.2万人（うち、所得票：1.3万世帯、3万人）  大規模調査：27.7万世帯、66.1万人（うち、介護票：0.6万人、うち、所得票・貯蓄票：5万世帯、12万人）
5	総務省・経済産業省	経済センサス-活動調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index-2.html">https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index-2.html</a>	本調査は、すべての産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。	5年	5～6月	総務省・経済産業省－都道府県－市区町村－調査員－事業所	全国	約500万事業所
6	総務省	社会生活基本調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/shakai/2026/index.html">https://www.stat.go.jp/data/shakai/2026/index.html</a>	本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	5年	9～11月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	19万4千人、9万5千世帯

## II 一般統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査の総称です。

基幹統計調査と同様、その実施に当たって総務大臣の承認が必要とされるなど、公的統計の作成において、重要な位置を占めるものです。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布 収集等のため 共同住宅の建 物内への立ち 入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	家計消費状況調査	<a href="https://www.stat.go.jp/data/ikouyou/index.html">https://www.stat.go.jp/data/ikouyou/index.html</a>	個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。	月	毎月	総務省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	30,000世帯
2	厚生労働省	社会保障生計調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/70-15.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/70-15.html</a>	生活保護法に基づく被保護世帯の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	月	毎月	1. 福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者 2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者	全国	約1,100世帯
3	環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査	<a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html</a>	家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。	2年	毎月	環境省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布 収集等のため 共同住宅の建 物内への立ち 入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
4	厚生労働省	社会保障・人口問題 基本調査（第8回 全国家庭動向調 査）	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/119-1.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/119-1.html</a>	本調査は、家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査として、他の公式統計では捉えることの出来ない出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、社会サービス施策の重要性が高まるなかで少子高齢化、とりわけ少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供することを目的とする。	5年	6～7月	厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）－都道府県（政令指定都市、中核市、その他政令市、特別区）－保健所－調査員－報告者	全国	30,000世帯
5	厚生労働省	所得再分配調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/96-1.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/96-1.html</a>	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配に与える影響を所得階層別、世帯及び世帯員の属性別に明らかにし、社会保障制度の浸透状況、影響度を把握することによって、今後における有効な施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	3年	7月中旬～8月中旬	厚生労働省－都道府県（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－調査員－報告者	全国	約13,000世帯
6	国土交通省	住宅市場動向調査 （注文住宅を除く）	<a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00600630&amp;tstat=000001017729&amp;cycle=8&amp;class1val=0">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;layout=datalist&amp;toukei=00600630&amp;tstat=000001017729&amp;cycle=8&amp;class1val=0</a>	住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的とする。	1年	9月～12月	国土交通省－民間事業者（調査員）－報告者	3大都市圏	1,800世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布 収集等のため 共同住宅の建 物内への立ち 入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
7	内閣府	男女間における暴力に関する調査	<a href="https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-e-vaw/chousa/h11_top.html">https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-e-vaw/chousa/h11_top.html</a>	男女間における暴力の実態について調査し、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	3年	11月～12月	内閣府－民間事業者（調査員）－報告者	全国	5,000人
8	子ども家庭庁	全国ひとり親世帯等調査	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/research/singlet-parent-households">https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/research/singlet-parent-households</a>	全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	5年	11月	子ども家庭庁－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－調査員－報告者	全国	母子世帯調査票： 約4,320世帯 父子世帯調査票： 約2,161世帯 養育者世帯調査票： 約200世帯
9	子ども家庭庁	青少年のインターネット利用環境実態調査	<a href="https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/details/#mokuteki">https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/details/#mokuteki</a>	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	11月	子ども家庭庁－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000人
10	厚生労働省	国民健康・栄養調査	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyok-eisei.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyok-eisei.html</a>	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	11月	厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者	全国	約6,000世帯

令和8年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査(基幹統計調査)

府省	調査名等	令和8年										令和9年			備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総務省	労働力調査									■立入予定期間(毎月)					毎月調査
	小売物価統計調査 (家賃調査)									■立入予定期間(毎月)					毎月調査
	家計調査									■立入予定期間(毎月)					毎月調査
厚生労働省	国民生活基礎調査	■立入予定期間(4月~7月)													簡易調査：毎年 (大規模調査年 を除く) (令和8年)  大規模調査：3 年
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動 調査	■立入予定期間(5月~6月)												5年周期調査	
総務省	社会生活基本調査							■立入予定期間(9月~11月)						5年周期調査	

令和8年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査(一般統計調査)

府省庁	調査名等	令和8年										令和9年			備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
総務省	家計消費状況調査								■立入予定期間(毎月)							毎月調査
厚生労働省	社会保障生計調査								■立入予定期間(毎月)							毎月調査
環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査								■立入予定施期間(毎月)							2年周期調査
厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査(第8回全国家庭動向調査)			■立入予定期間(6月~7月)												5年周期調査
	所得再分配調査					■立入予定期間(7月中旬~8月中旬)										3年周期調査



# 高額商品と ICTの調査です。

**家計消費状況調査にご協力下さい。**

調査の結果は、国の統計作成のための重要な基礎資料として広く活用されます。



# 家計消費状況調査

## 実施のお知らせ

みなさまのお住まいの地域が  
調査対象地域となりました。



- ・お住まいの地域の中から、調査の対象となる世帯が無作為に抽出されます。
- ・調査の対象となった世帯には、調査員が調査の説明とお願いに訪問いたします。その際にはご協力をお願いいたします。

※対象とならなかった世帯には、調査員は訪問いたしません。

「家計消費状況調査」は、家計の消費動向の的確な把握のために、世帯の商品・サービスへの支出などの実態を安定的に捉える調査です。

「統計法」に基づいて国が実施する統計調査であり、総務省統計局が調査業務を民間の調査機関 **一般社団法人新情報センター** に委託しています。

調査結果は、国の経済統計作成の際のデータとして利用されるほか、地方自治体や民間の経済活動でも活用されており、大変重要な統計調査です。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

(おかけ間違いのないよう、ご注意願います。)

調査実施機関

◆一般社団法人新情報センター 家計消費状況調査実施本部

電話：0120-00-4612 (通話料無料)

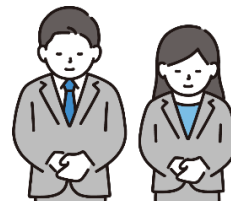
(受付時間 平日9時~18時、土日祝9時~17時)

メールアドレス：[kakei@sjc.or.jp](mailto:kakei@sjc.or.jp)

調査主体

◆総務省 統計局 統計調査部 消費統計課 家計収支調査企画係

電話：03-5273-1011



詳しくは

家計消費状況調査



総務省統計局 HP「家計消費状況調査」

<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html>



政府統計



総務省統計局

## 家計消費状況調査について

### ☑ 調査の対象と選定方法

施設等の世帯を除いた全国の世帯を対象とし、統計的手法により3万世帯が無作為（ランダム）に選定されます。



### ☑ 調査事項

世帯の状況に関する事項

- ・世帯主、世帯全体の状況
- ・電子マネーの利用状況
- ・インターネットを利用した購入状況

毎月の特定消費等に関する事項

- ・特定の商品・サービスの購入金額
- ・ネットショッピングの購入金額



### ☑ 回答方法

紙の調査票又はインターネットによる回答が可能です。

- ・紙の調査票は、調査員の訪問又は郵送により提出いただきます。
- ・インターネット回答の場合は、提出期限内であれば、お手持ちのパソコンやスマートフォン・タブレット端末からご都合の良い時間に回答できます。



### ☑ 調査員について

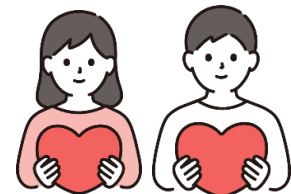
家計消費状況調査の調査員は、調査実施機関の一般社団法人新情報センターから派遣している調査員です。調査活動を行う際は、顔写真付きの「調査員証」を携行しています。



## 個人情報の保護

家計消費状況調査は、「統計法」という法律に基づいて行われます。統計調査に従事する者には、統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則規定が設けられています。調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは一切ございません。

また、ご回答いただいた調査票は厳重に保管され、統計の作成後は溶解処分を行うなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

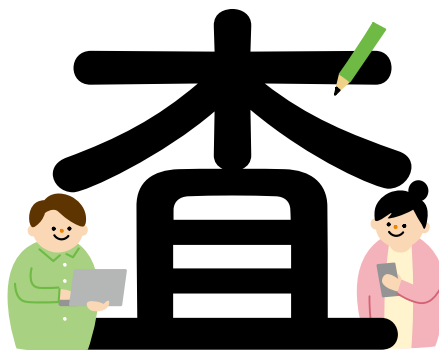


家計消費状況調査の結果は、調査月の翌々月の上旬に公表しています。総務省統計局 HP 又は政府統計の総合窓口「e-Stat」でご覧いただけます。

総務省統計局 HP 「家計消費状況調査」調査結果 <https://www.stat.go.jp/data/joukyou/12.html>



家計簿で  
豊かな暮らしの  
基礎づくり



調査員が  
伺いましたら、  
ご回答をお願い  
いたします。

個人情報  
は保護  
されます。

パソコン、  
タブレット、  
スマートフォン  
からもご回答いただけます。

調査員は  
調査員証を  
携帯しています。

家計調査は、暮らしの実態を  
家計収支の面から明らかにし、  
我が国の経済・社会政策の  
基礎資料となります。

家計調査

検索

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>



総務省統計局・都道府県



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 家計調査の実施について

～ 家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり ～

総務省統計局  
都道府県

## マンション・アパート等の管理組合、管理会社、管理人の皆様へ

- 総務省統計局では、都道府県を通じて「家計調査」を実施しています。
- 都道府県知事が任命した「家計調査 調査員※」が、建物にお住まいの世帯にお伺いした際は、ご協力をお願いいたします。

※ 調査員は都道府県知事に任命された地方公務員で、「調査員証」を携帯しています。

### 家計調査について

国が実施する基本的で重要な「基幹統計調査」です。

- 家計調査は、統計法において規定されている「基幹統計調査」の1つで、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする調査です。

### ご協力いただく内容について

調査員が名簿作成や調査依頼などを行う際、建物にお住まいの世帯の方にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

- オートロックマンションなどについては、厳重なセキュリティなどのため、調査員が建物内に入ること自体が困難な事例も多く、調査が円滑に行われないことも想定されます。そのため、調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、**ポスターの掲示、調査が実施されることの建物内への周知**など、管理組合・管理会社・管理人の皆様のご協力をお願いします。
- また、空き室状況が不明な場合や、昼間不在がちな世帯などで調査員が訪問しても面会できない場合には、皆様に**居住状況などをお尋ねすることがあります**ので、同様にご協力をお願いします。

### ご協力いただく法的根拠について

統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものですので、ご協力をお願いします。

- 統計法第30条には、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対して協力の要請を求めることができる旨規定されており、本件はこれに基づく協力依頼です。
- 「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」においては、統計法に基づき協力の要請があった場合、本人の同意がなくても個人情報取扱事業者による居住状況の情報提供が例外として認められています（個人情報保護法第27条第1項）。

※調査の詳しい概要や統計法と個人情報保護法との関係などについては裏面をご覧ください。

調査結果はホームページをご覧ください。

家計調査

検索



総務省統計局 URL : <https://www.stat.go.jp>

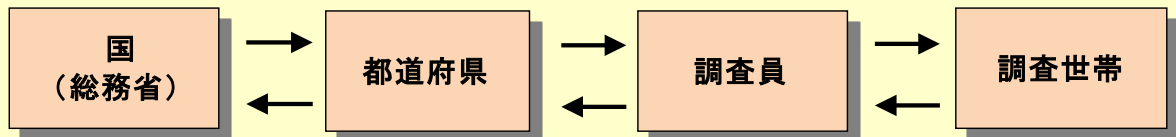
## 調査の概要

### 【家計調査とは】

- 家計調査は「統計法（平成19年法律第53号）」に規定される「基幹統計調査」として、国（総務省統計局）が実施するものです。調査員などの調査に従事する職員は、この法律に基づく調査活動をしています。
- この調査は、家計簿などの調査票を調査対象となった世帯の方に記入していただき、それを集計することで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにする統計調査です。
- 調査の結果は、毎月公表され、景気判断・経済分析や各種年金制度の検討、医療費の算定、消費者物価指数の作成などの基礎資料として、国、都道府県・市町村をはじめ、民間企業や大学の研究機関などでも幅広く活用されています。
- 集められた調査票は、外部の目に触れないように厳重に管理し、集計が完了した後、溶解処分します。

### 【調査の流れ】

- 調査は、都道府県及び調査員を通じて、世帯の方へ調査を依頼しています。



### 【調査世帯の選定方法】

- 調査世帯の選定に当たっては、集めた家計収支の結果が全国の縮図となるよう、調査市町村⇒調査地域⇒調査世帯の順に統計的な抽出方法によってそれぞれ無作為に選定しています。

### 【調査地域に選ばれたら】

- 調査実施に先立ち、調査員が市町村内における調査対象となる地域を確認します。
- 世帯の方には調査地域となったことをお知らせするリーフレットが配布されます。
- 地域内の最新の世帯名簿を作成するため、調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。その際、世帯主のご氏名など、必要な事項を報告して頂きます。
- その後、名簿から選定した世帯の方には、調査票の記入のお願いのために調査員が再度伺わせて頂きます（調査対象となった世帯には、統計法に基づく報告の義務があります。）。
- 調査世帯の方には原則、二人以上の世帯の方は6か月間、単身世帯の方は3か月間、調査票にご記入頂きます。調査票は、半月ごとに回収されます（その後、調査世帯を交替し、1つの調査地域で原則として1年間の調査を実施します。）。

## 統計法と個人情報保護法

- 個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています（個人情報保護法第27条第1項）。統計法第30条に基づく協力の要請があった場合には、この「法令に基づく場合」に該当します。
- 個人情報保護法の主旨を鑑みた独自の規定を定めている場合においても、ご協力をお願いします。
- 統計調査により集められた個人情報、統計法により厳格に保護され、調査に従事する職員が調査で知り得た内容を他に漏らすことは絶対にありません※ので、ご安心ください。

※ 調査に従事する職員が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、拘禁刑又は罰金が課せられます。

### ■統計法（抄）

第30条 行政機関の長は、（略）基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（略）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

# 調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

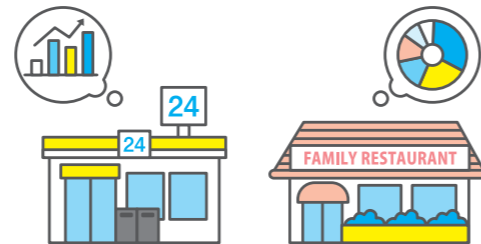
## 各種施策等に基づく利用やGDP統計の算出など

- ・地方交付税の算出
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
- ・GDP統計の算出



## 新規店舗の出店計画に

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料



## 経営支援制度や各種補助金の検討材料として

- ・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
- ・小規模事業の支援に係る補助金交付の基礎資料



## 防災対策やまちづくりの計画に

- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・まちづくりプランの防災指針策定に当たっての災害リスク分析に利用
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



# 全国すべての 事業所・企業が 対象です。



# 経済センサス 活動調査



調査へのご協力・ご回答よろしくお願いします。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)や費用などを網羅的に把握し、我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。



インターネット回答がおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



経済センサス2026

検索

<https://www.e-census2026.go.jp/>

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく、基幹統計調査です。基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス-活動調査 調査員証』を携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

# 経済センサス-活動調査

## 調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日 **令和8年6月1日現在**で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

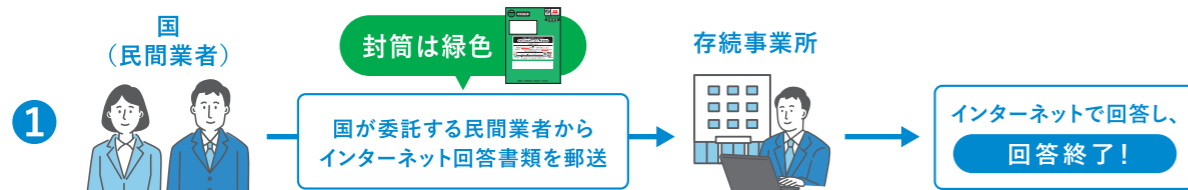
どのように回答すればいいの？

企業の規模等によって、調査方法が異なります。

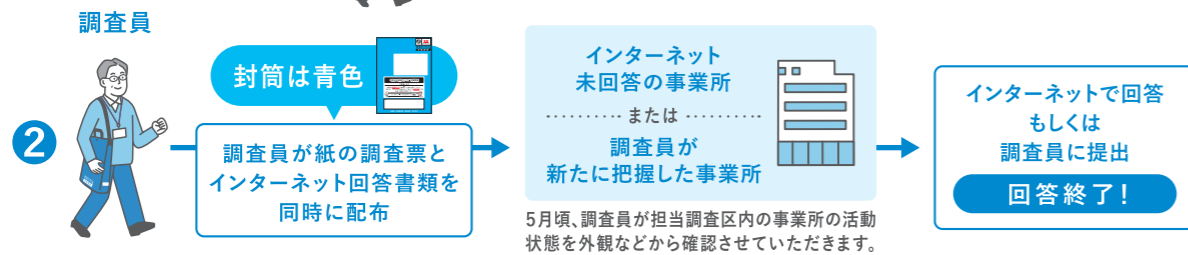
### ① 調査員調査 対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票は調査員が回収します。



①でインターネット未回答の事業所や調査員が新たに把握した事業所には、調査員がお伺いします。



### ② 直轄調査 対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

## 調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

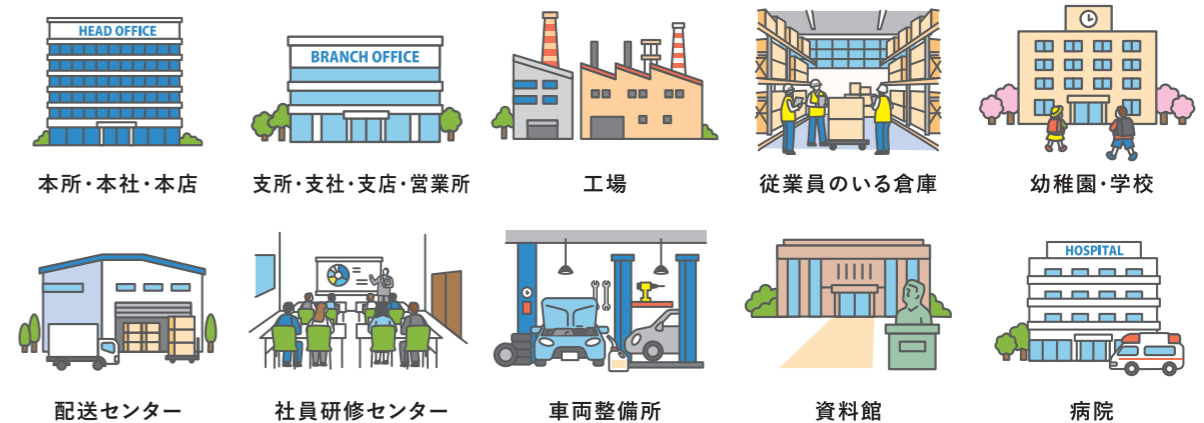
事業所とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- ② 一定の場所(一区画)を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているもの をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例 従業者と設備を有し、一定の場所(一区画)を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



### チェーンなどの店舗について

○ 同一経営主体となる例 (本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主(企業)が経営するすべての店舗

✕ 同一経営主体とならない例 (本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所



**小売物価統計調査 家賃調査**にご回答ください。

マンション・アパートの管理会社等の皆様へ

- 総務省統計局では、民営借家の家賃等を調査するため、都道府県を通じて民営借家を対象に「小売物価統計調査 家賃調査」を実施しています。

問：どんな調査なの？

答：統計法に基づく「基幹統計調査」として実施している、重要な統計調査です。

- 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数(CPI)やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年6月から実施されている基幹統計調査です。
- 家賃調査は、調査の対象となった地域の民営借家について、住宅に関する事項を調査しています。全国167市町村において、約2,000事業所（民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等）を対象に実施します。

問：具体的に何を回答すればいいの？

答：調査対象に選定された民営借家の月額家賃や延べ面積などについて、ご回答をお願いします。

- 統計調査員が、調査地域に所在する全ての住宅について、住宅の所有関係を確認します。このうち、民営借家については、月額家賃、延べ面積などの住宅に関する事項を、民営借家を賃貸又は管理する不動産管理会社等の皆様に質問することにより調査します。（統計調査員は、都道府県知事が発行した「調査員証」を携帯しています。）
- 選定された民営借家の情報は定期的に、統計調査員がお尋ねすることとなります。
- 統計法第13条の規定により、報告義務がございます。調査の趣旨をおくみとりの上、月額家賃等についてご回答くださいますようお願いいたします。



問：居住者情報を提供しても問題はないの？

答：調査しているものは住宅に関する事項のため、居住者情報ではありません。  
また、統計調査への回答は、法令に基づく正当なものですので、問題はありません。

- 個人情報の保護に関する法律第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされています。しかし、「法令に基づく場合」は例外となっています。**不動産管理会社等の皆様にご回答をお願いするのは、統計法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当します。**
- 調査関係者が調査で知り得た内容は統計法により厳重に保護されます。したがって、内容を他に漏らされたりすることは絶対にありません<sup>(注)</sup>ので、ご安心ください。

(注)調査関係者が、職務上知り得た内容を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、拘禁刑又は罰金が課せられます。

#### ■ 統計法（抄）（平成十九年法律第五十三号） （報告義務）

**第十三条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

#### （守秘義務）

**第四十一条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

#### ■ 個人情報の保護に関する法律（抄）（平成十五年法律第五十七号） （第三者提供の制限）

**第二十七条** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

小売物価統計調査の  
最新結果はこちら！

小売物価統計調査

検索



総務省統計局